

令和5年度若年教員研修(養護教諭)

学校教育における養護教諭の役割と
これからの方向性

苅田町教育委員会 節原 香智美



養護教諭の職制の向上に関する歴史

- 平成5年 : 養護教諭複数配置(30学級以上)
- 平成7年3月: 学校教育法施行規則の一部改正
※保健主事登用(いじめ対策)
- 平成9年9月: 保健体育審議会答申
※養護教諭の行う健康相談が重要視
- 平成10年6月: 教育職員免許法の一部改正
※兼職発令により単独で授業可能
- 平成12年1月: 学校教育法施行規則の一部改正
※養護教諭の管理職登用
- 平成13年 : 第7次義務教育諸学校教員配置改善計画
 小学校851人, 中学校・高等学校801人,
 特別支援学校61人以上に, 養護教諭複数配置

養護教諭の職制の向上に関する歴史

- 平成20年1月: 中央教育審議会答申
 —子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために
 学校全体としての取組を進めるための方策について(答申)—
**※養護教諭の役割の明確化、
 学校保健の中核を担う役割が求められた**
- 平成20年6月: 学校保健法の一部改正
 学校保健安全法(平成21年4月1日施行)
**※養護教諭を中心として関係教職員と連携した組織的な
 保健指導、健康観察、健康相談の充実**

近年における答申及び学校保健安全法等から見る 養護教諭の役割

(1) 保健体育審議会

- 保健体育審議会答申(昭和47年12月)
- 保健体育審議会答申(平成9年9月)

(2) 中央教育審議会答申(平成20年1月)

(3) 学校保健法の一部改正(平成20年6月公布)

近年における答申及び学校保健安全法等から見る 養護教諭の役割

(4) 中央教育審議会答申(平成27年12月)

- 文部科学大臣の諮問内容：「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の役割について」
これからの学校が教育課程の改善等を実現し、複雑化、多様化した課題を解決していくためには、学校の組織としての在り方や学校の組織文化に基づく業務の在り方などを見直し「チームとしての学校を作り上げていくこと」が必要とし、「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策の一つとして専門性に基づくチーム体制の構築が求められた。養護教諭については現状及び成果と課題について次のように述べられている。

近年における答申及び学校保健安全法等から見る 養護教諭の役割(中央教育審議会答申:平成27年12月)

(現状)

養護教諭は、児童生徒等の「養護をつかさどる」教員(学校教育法第37条第12項等)として、児童生徒等の保健及び環境衛生の実態を的確に把握し、心身の健康に問題を持つ児童生徒等の指導に当たるとともに、健康な児童生徒等についても健康の増進に関する指導を行うこととされている。また、養護教諭は、児童生徒等の身体的不調の背景に、いじめや虐待などの問題がかかわっていること等のサインにいち早く気付くことのできる立場にあることから、近年、児童生徒等の健康相談においても重要な役割を担っている。特に、養護教諭は、主として保健室において、教諭とは異なる専門性に基づき、心身の健康に問題を持つ児童生徒等に対して指導を行っており、健康面だけでなく生徒指導面でも大きな役割を担っている。

近年における答申及び学校保健安全法等から見る 養護教諭の役割(中央教育審議会答申:平成27年12月)

養護教諭は、学校保健活動の中心となる保健室を運営し、専門家や専門機関との連携のコーディネーター的な役割を担っており、例えば、健康診断・健康相談については、学校医や学校歯科医と、学校環境衛生に関しては学校薬剤師との調整も行っているところである。さらに、心身の健康課題のうち、食に関する指導に係るものについては、栄養教諭や学校栄養職員と連携をとって、解決に取り組んできているところである。

このように、養護教諭は、児童生徒等の健康課題について、関係職員の連携体制の中心を担っている。

近年における答申及び学校保健安全法等から見る 養護教諭の役割(中央教育審議会答申:平成27年12月)

(成果と課題)

養護教諭は、学校に置かれる教員として、従来から、児童生徒等の心身の健康について中心的な役割を担ってきた。今後は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置されている学校において、それらの専門スタッフとの協働が求められることから、協働のための仕組みやルールづくりを進めることが重要である。

引き続き、児童生徒等の心身の健康に関して課題の大きな学校については、養護教諭の複数配置を進めていく必要がある。さらに、養護教諭の必要性が高まっていることから、今後、国において、複数配置の基準の引下げについても検討していくべきである。

これからの学校保健に求められている養護教諭の役割

中央教育審議会答申及び学校保健安全法等から、養護教諭の主な役割を考察してみると次のとおりである。

- (1) 学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でコーディネーターの役割
- (2) 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な健康相談、健康観察、保健指導の充実
- (3) 学校保健センター的役割を果たしている保健室経営の充実(保健室経営計画の作成)
- (4) いじめや児童虐待など児童生徒等の心身の健康課題の早期発見、早期対応
- (5) 学級(ホームルーム)活動における保健の指導をはじめ、T・Tや兼職発令による保健教育への積極的な授業参画と実施
- (6) 健康・安全にかかわる危機管理への対応
救急処置、心のケア、アレルギー疾患、感染症等
- (7) 専門スタッフ等との連携協働

私の強み(得意分野)は・・・

私の弱み(苦手分野)は・・・

養護教諭の職務等に関する調査



調査期間

令和2年2月17日(月)～令和2年3月19日(木)

(調査対象期間は平成31年4月1日～令和2年3月31日)

調査票の回答数(学校数は学校基本調査を参照)

	対象者数	学校数(参考)
小学校	9,075	19,432
中学校	4,289	9,371
高等学校	1,866	3,550
特別支援学校	545	1,087
中等教育学校	12	32
義務教育学校	50	91



16-2 研修等で力をつけたい内容はどれですか。(いくつでも選んでください)

- 1 救急処置に関すること
- 2 健康診断(計画、実施、事後措置、評価、事前事後の集団指導)に関すること
- 3 健康観察に関すること(保健情報の収集及び分析を含む)
- 4 感染症・食中毒の予防と発生時の対応に関すること
- 5 疾病のある児童生徒の保健管理に関すること
- 6 学校環境衛生の維持・管理に関すること
- 7 個別の保健指導(小グループ指導を含む)に関すること
- 8 教科等(保健体育科、特別活動等)における保健教育に関すること
- 9 健康相談に関すること(心身の健康課題への対応、支援計画の作成・実施等)
- 10 いじめ、虐待、事件事故・災害等における心のケアに関すること
- 11 保健室経営に関すること(計画の作成等、利用状況の分析、備品管理等)
- 12 保健組織活動に関すること(関係者との連携等を含む)
- 13 学校保健委員会(地域)活動に関すること
- 14 児童生徒保健委員会活動に関すること
- 15 その他(具体的に記述) (

子どもをみとる力量(心身一如)

健康相談(心の世界)について考えてみましょう

私が養護教諭に期待する3つのポイント

- 1 子どもをみとる力量(心身一如)
- 2 コーディネーターとしての力量
- 3 危機管理への対応

令和5年度若年教員研修(養護教諭)

学校教育における養護教諭の役割と これからの方向性

ご清聴
ありがとうございました

苅田町教育委員会 節原 香智美